

岩手県告示第274号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第6条第2項の規定により、次のとおり特定大規模集客施設の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成22年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の氏名又は名称 有限会社南部総合企画
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）水沢五反町複合施設 奥州市水沢区佐倉河字五反町23番2ほか
- 3 変更した事項 新設予定地の開発行為の着手予定日
- 4 届出年月日 平成22年3月12日
- 5 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - （1） 期間 平成22年3月26日から同年5月26日まで
 - （2） 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び県南広域振興局経営企画部並びに奥州市役所、花巻市役所、北上市役所、遠野市役所、一関市役所、西和賀町役場、金ヶ崎町役場、平泉町役場及び住田町役場